

消防本部の通信指令部署及び消防対策本部の体制

追加・修正(案)

第1編 消防本部の通信指令部署及び消防対策本部の体制

第1章 消防本部の通信指令部署（以下「消防指令室」という。）の体制

第1節 119番受信から出動指令まで

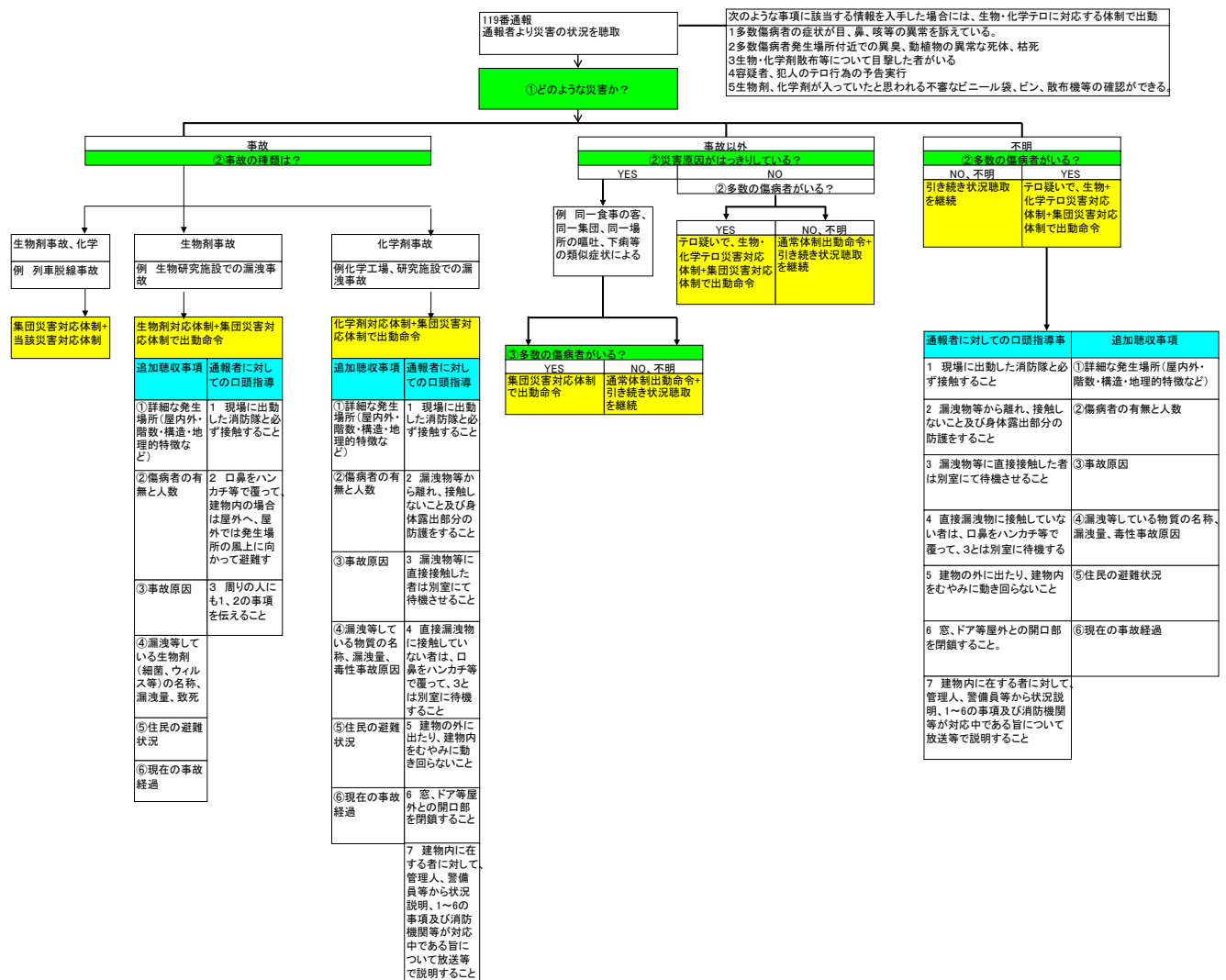


図1-1 化学テロ災害時における消防指令室の対応フローチャート

- (1) 消防指令室の指令員は、多数傷病者の通報内容を受信した場合には、「生物・化学テロ災害」の疑いも念頭において通報者からの聴取にあたる必要がある。
- (2) 多数傷病者の発生した原因が明らかで、生物・化学テロ災害の疑いがない

「列車脱線事故」、「交通事故」等の一般災害又は「化学工場での化学物質漏えい事故」、「生物研究所等における生物剤の漏洩事故」等に対しては、当該災害及び多数傷病者に対応した各消防本部における出動指令を命じる。

(3) 前記(2)に該当する事案以外の多数傷病者の通報にあつては、通報者から通常の聴取(場所等)の他に、以下の情報をできる限り聴取する。

- ① 発生場所の詳細(建物内、屋外、地下〇〇階・・・)
- ② 倒れている人及び気持ち悪いと訴えている人の人数及び症状
- ③ 事故及び多数傷病者の発生等に係る原因
- ④ 不審な容器、収納物、散布機等の残留物の有無
- ⑤ 粉等を散布している不審者の目撃者又は目撃証言の有無
- ⑥ その他通報場所周囲の異常な状況

(4) 多数の人が集まる場所で人が倒れ、気分の悪さを訴えている等で、その原因がはっきりしない場合等生物・化学テロの兆候がある場合には、生物・化学テロと疑った出動体制をとる必要がある。

生物・化学テロと疑った出動体制とは、通常の多数傷病者に対応できる大きさの部隊数に加え、生物・化学剤に対して防護措置を備えている直近の部隊を出動させることでなどがある。

その際には、生物・化学テロの疑いがあることを全出動部隊に無線等を活用し情報の提供を行う。

(5) 消防指令室は、通報者からの追加聴取、若しくは出動部隊からの情報又は警察からの情報等により生物・化学テロの兆候がある場合には、早期に生物・化学テロ災害を想定した部隊数の出動を命じる。

(6) 生物・化学テロの兆候とは、前記(2)以外の場合で次の①～④のとおりとする。

- ① 多数傷病者の症状が目、鼻、喉等の異状を訴えている。
- ② 多数傷病者発生場所付近での異臭、動植物の異常な死体・枯死がある。
- ③ 生物・化学剤散布等について目撃した者がいる。
- ④ 容疑者、犯人のテロ行為の予告があった。
- ⑤ 生物剤、化学剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布機等の確認ができる。

(7) 生物・化学テロ災害を想定した出動を命じた場合には曝露者のコントロールを行うことで汚染拡大を防止できるため、消防指令室から通報者(できれば指示できる立場の警備員、防火管理者等が望ましい。)に対して以下の口頭指導を行う。

- ① 必ず出動部隊と接触すること(消防隊等の部署位置が分かれば教える。)

- ② 周りの人に口や鼻等をハンカチ、タオル等で覆いながら、建物内では屋外（風上側）へ、屋外では発生場所の風上（できれば、消防指令室の気象情報を鑑みて具体的に指示）に向かって避難するように指示をする。
- ③ 消防指令室と通報者との回線を可能な限り接続しておくこと。ただし、指令室での別事案の通報等の受信のため、接続状態にしておくことが困難な場合は、通報者の連絡先等（電話番号等）を聴取し、通報者からの情報が常に聴取できるよう連絡体制を確保しておくこと。

(8) 通報者及び出動部隊からの情報により、生物・化学テロ災害と判断判明した場合（疑いを含む。）関係機関との間において相互の活動に必要な情報の共有を行う必要がある。所轄の警察機関、保健所又は衛生部局、市区町村及び都道府県並びに自衛隊に情報を提供する。

第2章 消防本部における生物・化学テロ災害時の対策本部（以下「消防対策本部」という。）の体制

第1節 消防対策本部の役割

通報内容、出動隊の災害情報、警察からの提供情報から生物・化学テロ災害と判断された時点で、各関係機関との連携（連絡）及び後方支援（ロジ）のため、消防本部において消防対策本部を設置する（図1-2参照）。

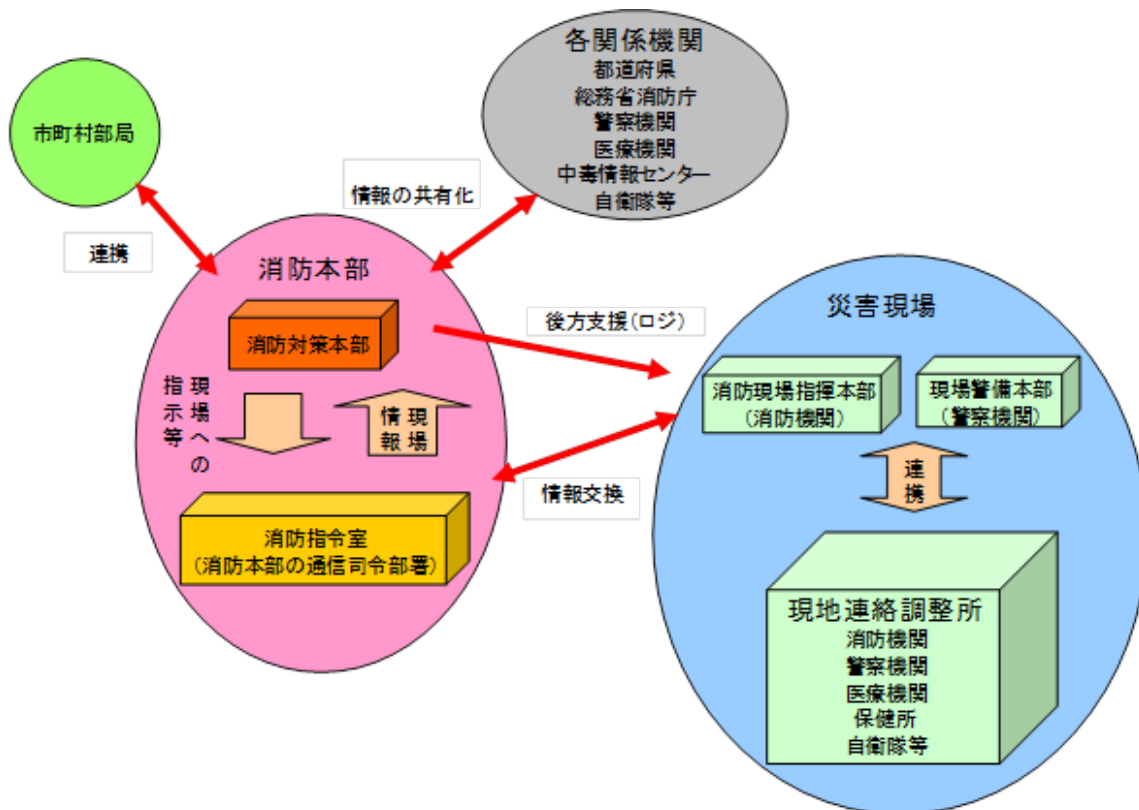


図 1 - 2 各関係機関との連携イメージ図

消防対策本部は現地指揮本部から逐次情報を入手するとともに必要な対策を決定する重要な役割を担うこととなる。

(1) 消防現場指揮本部からの災害情報の入手

消防現場指揮本部から入手する主な災害情報を次に示す。

- ① 災害発生場所及び消防警戒区域
- ② 救助活動に係る情報（要救助者の人数、救出完了時間、活動障害、要救助者の状態等）
- ③ 避難誘導に係る情報（避難対象地域及び対象者数、曝露者の人数等）
- ④ 消防機関で管理している傷病者の観察結果（傷病者の人数及び症状等）
- ⑤ 原因物質の種類、量、危険性等の性状
- ⑥ 除染活動状況（除染場所、除染完了人数、進行見込み）
- ⑦ 応援等の必要性の有無
- ⑧ 救急搬送状況
- ⑨ その他必要な事項

※生物剤に係る災害（疑いを含む。）場合は、更に次の災害情報を入手する。

- ⑩ 検体の検知結果
- ⑪ （実地）疫学調査の情報
- ⑫ 建物内の隔離状況

(2) 応援の要請

自己消防本部の消防力及び所轄の警察機関の対応力と災害の規模及び困難性を鑑みて、当該生物・化学テロ災害が対応能力を超えるような場合には、あらかじめ定められた手続きにより、次の応援の要請を行う。

- ① 相互応援協定
- ② 都道府県内応援
- ③ 緊急消防援助隊
- ④ 自衛隊（都道府県知事）
- ⑤ DMAT、医療機関（災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関）
- ⑥ 衛生部局、保健所

(3) 各関係機関との調整

消防対策本部は消防現場指揮本部等から入手した情報を迅速に以下の各関係機関に連絡し情報の共有化を図り、活動における連携の役割の調整を行う。

そのためには、平常時から各機関における連絡先・調整窓口、担当者、責任者等を確認しておくとともに連携訓練等の実施及び発災時に調整する事項を事前に確認しておくことが必要である。

なお、初動段階で消防対策本部が設置されていない場合には、消防指令室にて対応する。

第2節 関係機関との調整内容

(1) 化学災害の場合

① 所轄の警察機関

ア 警察機関には救急搬送先病院や傷病者の症状等の情報を提供するとともに消防活動上の協力を依頼する。

イ 警察機関で原因物質が特定したらその情報を迅速に提供してもらうよう依頼し、原因物質の情報の提供を受けた場合は、傷病者の搬送先医療機関、保健所に速やかに伝達する。

② 災害医療機関又はあらかじめ定められた医療機関

ア 化学災害による傷病者を搬送する病院の受け入れ可能状況を把握する。化学剤の推定又は特定が完了されている場合には、化学剤名を医療機関に併せて情報提供し、解毒剤等の有無など受入の要否を確認する。

イ 必要に応じて災害現場での治療やトリアージを行う医師等の派遣を要請する。

ウ 全般的な傷病者の症状、他医療機関への搬送状況、警察機関からの物質の特定情報及び中毒情報センターからの情報を搬送救急隊を通じて、搬送先医療機関に情報を提供する。

③ 市町村（市町村の防災部局、危機管理部局等）

各市町村の防災部局、危機管理部局等に情報伝達を行い、市町村関係部局との密接な連絡体制を速やかに確立する。

④ 都道府県（消防防災主管課、危機管理主管課、衛生部局（保健所））

火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する。県内広域応援、緊急消防援助隊の応援が必要な場合は、要請を行う。

⑤ 総務省消防庁（応急対策室（夜間・休日は宿直室））

火災・災害等報告要領に基づき災害情報を総務省消防庁へ報告する。特に、化学テロ災害に関しては消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため、報告は迅速に行う。

⑥ 中毒情報センター（協力の依頼（テロ災害（疑いを含む。）専用電話）に連絡する。）

ア 消防現場指揮本部からの簡易検知結果及び警察機関からの物質の特定の情報を入手次第、その物質の種類を中毒情報センターに照会し、物質に係る対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、消防現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に伝達する。

イ 物質の種類が分からない場合には、消防現場指揮本部及び搬送先医療機関から、傷病者の症状等を中毒情報センターに照会し、疑われる物質名、その毒性並びに対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、その情報を消防現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に提供する。

⑦ 自衛隊（各地域における陸上自衛隊師団（旅団）の司令部第3部（旅団にあっては第3科）の災害担当）

都道府県知事からの災害派遣要請（自衛隊法第83条「災害派遣」）により化学テロ災害発生時には陸上自衛隊の化学防護隊の出動が予測される。

自衛隊にあっては化学テロ災害発生時にLO（リエゾンオフィサー：連絡幹部）や先遣隊又は偵察隊の派遣を行い、現場からの情報を入手し、自衛隊の活動を円滑に実施できるようなシステムを設けている。ついては、消防機関から早期に陸上自衛隊に直接、情報を伝達することが円滑な消防機関の活動につながることから平常時から自衛隊への連絡窓口を確認し災害情報が提供できるような体制を確立しておく。

(2) 生物災害の場合

① 所轄の警察機関

「前記（1）化学災害の場合」に同じ。

② 近隣の感染症指定医療機関又はあらかじめ定められた医療機関等

生物災害発生時に曝露者を搬送する病院の受け入れ可能状況について確認する。また、現場での曝露者の症状及び警察・研究機関からの物質の特定等、曝露者に対する情報を逐次、提供する。

なお、陰圧管理の病室がある病院が望ましいため、事前に、それらを整備してある病院を掌握しておくことが必要である。

③ 市町村（市町村の防災部局、危機管理部局、衛生部局、保健所、河川・下水道管理部局）

各市町村の防災部局、危機管理部局に連絡して災害対策本部の設置等を依頼する。また河川・下水道管理部局に連絡し、河川や下水道及び上水道を介した生物剤の拡大防止に配慮する。

④ 各都道府県消防防災主管課（消防防災主管課、危機管理主管課）

火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する。県内広域応援が必要な場合は要請を行う。

現場の除染に関しては、保健所職員の派遣要請を速やかに行う。

⑤ 総務省消防庁（総務省消防庁応急対策室（夜間・休日は宿直室））

火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する（緊急消防援助隊派遣等広域応援を迅速に行うため）。

- ⑥ 保健所（所轄の保健所）
所轄の保健所に情報の提供を行い、現場に保健所職員の派遣を要請する。
生物災害の可能性を完全に否定できない場合は、初動段階から派遣要請を行うものとする。
- ⑦ 研究機関（国立感染症研究所（確認??）、地方衛生研究所）
採取された検体は、国立感染症研究所や地方衛生研究所等が検査・鑑定し、その情報を消防本部、警察、搬送先医療機関等の各関係機関にNBCテロ対応現地関係機関連携モデルに基づき、提供することとなっており、密接な連絡をとる。
- ⑧ 自衛隊（各地域における陸上自衛隊師団（旅団）の指令部第3部（旅団にあっては第3科）の災害担当）
生物災害発生時には、陸上自衛隊の出動が予測され、その要請は都道府県知事から行うこととしているが、指令本部でも通常時から陸上自衛隊に連絡窓口を確保し災害情報の提供を行う。

第3節 メディア対応

（1） 初動活動時

消防対策本部において情報の整理がつかない初動時のメディア対応については、災害現場で対応せざるを得ないことが想定される。

メディア対応をする場合には、次の事項に注意する。

- ① 活動の支障になる場所や安全が確保できない場所へのマスコミ関係者の立ち入りを禁止する。
- ② 現場最高指揮者が、救助活動の状況から判断して、現場活動部隊による、十分なマスコミへの対応が困難であると認める場合は、その旨をマスコミ関係者等に伝えるとともに、安全な場所での待機、立ち上がり後の消防対策本部での一括取材等を依頼する。
- ③ 隊員個人でメディア対応をしない。
- ④ 現場の現場最高指揮者又は現場最高指揮者が指名した者が対応し、対応窓口を一本化する。
- ⑤ 個人情報に係ることについての公表については、要救助者、傷病者等のプライバシーに特に留意する。
- ⑥ 未確認情報等は、明確にその旨を伝える。
- ⑦ 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意する。

（2） 消防対策本部の立ち上がり以降

消防機関は、国、都道府県及び市町村における対策本部及び警察、自衛隊等の他機関と緊密に調整し、メディア対応をする際には情報の一元化を図

り、必要な情報の提供を行う。

消防対策本部においてメディア対応をする場合には、次の事項に注意すること。

- ① 対応する者を指定すること。
- ② 個人情報に係ることについての公表については、特に留意すること。
- ③ 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意すること。